

国民年金保険料のご案内を 民間委託 しています。

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対し
て、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請
手続きのご案内を**民間事業者へ委託**しています。

《平成29年10月から》

ご案内させていただく民間事業者(別府年金事務所)

(株)バックスグループ

お問い合わせ先 0120-963-729

※ その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページ又はお近くの年金事務所でご確認ください。

お知らせ

振り込め詐欺などにご注意！

- 民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いしていただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- 平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。



<http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

で検索



《お問い合わせ先》
別府年金事務所国民年金課
TEL.0977-22-5111

年金Q&A「民間事業者による国民年金保険料のご案内」

Q なぜ民間事業者へ業務を委託するのですか？

A 国民年金保険料のご案内については、「日本年金機構法」により業務の一部を委託できることとされており、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施しています。この法律は、従来国等が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指すことを目的としているものです。

日本年金機構は、事業の民間委託を通じてお客様に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少を目指しております。

Q 民間事業者へどのような業務を委託しているのですか？

A 国民年金保険料の納め忘れのあるお客様に対して、電話や文書、戸別訪問による納付案内と免除・猶予制度のご案内、その他口座振替などのご案内を委託しております。

なお、平成29年10月以降、民間事業者の訪問員による「戸別訪問による保険料の収納業務」については廃止していることから、現金をお預かりすることはできません。

Q 委託先はどのように決めているのですか？

A 日本年金機構は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に従い、公平性や透明性の確保の観点から「一般競争入札」により委託する民間事業者を決めています。入札には、様々な業態の民間事業者が参加しています。

Q 夜間や休日にも電話や訪問があるのですか？

A 平日の日中はお仕事や学校等で連絡がつきにくいこともあるため、土日や祝祭日の8:00から21:00までの時間帯にお電話や訪問をさせていただく場合があります。

Q 名前や生年月日を聞かれることはありますか？

A ご本人様確認のため、基礎年金番号や氏名、生年月日、住所をお伺いしますので、あらかじめご了承願います。

Q 民間委託していることをどのように知ることができますか？

A 民間委託していることについて、

- ①日本年金機構ホームページに全国の各地域を担当する委託事業者の一覧を掲載
- ②日本年金機構からお送りする国民年金保険料納付書の封筒への記載
- ③民間委託をお知らせするチラシを年金事務所に設置
- ④市町村広報誌、ホームページへの掲載依頼

など様々な方法で周知に努めています。

その他のQ & Aは、日本年金機構ホームページに掲載しています。

ご不明な点がありましたら、別府年金事務所までお問い合わせください。